

川崎市立学校体育館等空調整備方針策定業務支援委託
仕様書

1 業務目的

川崎市立学校（小学校 114 校、中学校 52 校、高等学校 5 校、特別支援学校 4 校）の体育館及び格技室等への効率的効果的な空調整備に向け、整備内容、スケジュール、事業手法などの事業スキーム構築を支援するものである。

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 19 日まで

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 他

4 業務内容

(1) 整備手法検討業務

ア 体育館及び格技室等の現況資料の取りまとめ

(ア) 空調設置状況

(イ) 断熱化状況の把握

(ウ) 必要に応じた現地調査の実施

(エ) 現況状況のパターン化

イ 関係法令制度整理

(ア) 国庫補助金活用の整理

(イ) 補助金動向の調査整理

(ウ) 関係法令の整理

ウ モデル校の整理

(ア) パターンごとのモデル校の選定

(イ) モデル校の状況整理、現地調査

エ 断熱化工事検討業務

(ア) 断熱化工事実施に向けた工法、工期等の比較表の作成

(イ) 断熱性能の検討整理

(ウ) 断熱化費用の積算

オ 空調設備検討業務

(ア) 空調方式、熱源検討

(イ) 必要空調能力の検討整理

(ウ) 空調整備費用の算出

カ 防災機能検討業務

(ア) 各災害における必要防災機能の検討整理

- (イ) 防災機能を付加した整備費用の算出
- キ 整備スケジュールの検討
 - (ア) 事業手法ごとのマスタースケジュールの作成
 - (イ) 事業実施期間の精査
- ク 事業者へのサウンディング調査
 - (ア) サウンディング調査実施支援
 - (イ) 調査結果作成支援

(2) 整備方針策定検討業務

- ア 事業実施可能性の検討整理
 - (ア) 事業条件の設定
 - (イ) リスク分担の精査
- イ 事業手法ごとの定性評価
 - (ア) 整備に向けた課題事項の比較整理
 - (イ) 有識者ヒアリング
- ウ 事業手法ごとの定量評価
 - (ア) 事業手法ごとの事業費の精査
 - (イ) VFM算定
- エ 体育館及び格技室等ごとの事業手法の検討
 - (ア) 体育館及び格技室等ごとの詳細検討
 - (イ) 整備パターン表の作成
- オ 事業開始に向けた各資料案の作成
 - (ア) 民間活用手法の実施に向けた検討課題整理（民間活用手法の場合）
 - (イ) 実施方針（案）及び要求水準書（案）の草案作成（PFIの場合）

5 成果品の作成及び提出

名称	様式	数量	提出時期	備考
事業費積算報告書	電子データ (Word・Excel・PDF)	1部	令和7年9月上旬	別途監督員の指示があった場合はそれに従う。
断熱化検証報告書	電子データ (Word・Excel・PDF)	1部	令和7年9月上旬	別途監督員の指示があった場合はそれに従う。
中間報告書 (「(1)整備手法検討業務」の 業務結果)	電子データ (Word・Excel・PDF)	1部	令和7年9月上旬	「4(1)整備手法検討業務」の 業務結果
事業手法検討業務報告書	電子データ (Word・Excel・PDF)	1部	令和8年1月上旬	「4(2)整備方針策定検討業務」 の業務結果
業務報告書	電子データ (Word・PDF)	1部	令和8年3月下旬	別途監督員の指示があった場合 はそれに従う。
業務報告書	A4冊子	5部	令和8年3月下旬	別途監督員の指示があった場合 はそれに従う。
会議、打合せ等における議 事録	電子データ (Word)	1部	会議からおおよそ 1週間後	別途監督員の指示があった場合 はそれに従う。

※その他監督員から資料作成等及び提出時期の指示があった場合にはそれに従う。

6 留意事項

- (1) 受注者と市の打合せについては、最低隔週以上行うこと。
- (2) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (3) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (4) この仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、川崎市の条例、又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。
- (5) 業務スケジュールは別表を参考とすること。ただし、スケジュールは暫定版のため、変更があった場合は監督員の指示に従うこと。
- (6) 本業務の受託者（再委託又は下請等のもの含む。）は、今後、川崎市立学校体育館空調設備整備等事業に係る民間事業者の選定手続を実施した場合において、応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできない。
- (7) 業務スケジュールは別表を参考とすること。ただし、スケジュールは暫定版のため、変更があった場合は監督員の指示に従うこと。